

出生後届出書

受理印

届出にあたり、この届出書に記載されている事項の中で教育・保育の運営上必要と認められる情報を施設・事業者に提供することがあります。

申請先	横浜市	区長	届出日	年 月 日
-----	-----	----	-----	-------

申請に係る児童

フリガナ	児童の氏名	性別	男・女	続柄	生年月日	年 月 日
申請児童の健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 留意点あり ⇒					

申請者

フリガナ	氏名 (給付認定保護者)	連絡先	携帯・勤務先・自宅・その他()
住 所	横浜市 区		

◎ 提出期限：令和8年2月10日（火）

※ 郵送で提出する場合は、提出期限必着とします。

※ 原則、出生後14日以内に提出してください。

（令和8年1月28日から2月3日までに出生した場合は2月10日まで）

◎ 届出にあたっては、必ず裏面を確認してください。

◎ ご不明な点は、申請をした区の区役所こども家庭支援課保育担当にお問い合わせください。

◎ 2月4日以降に生まれた場合は、4月の一次利用調整の対象となりません。

5月以降の利用を希望する場合は、改めて申請を行ってください。

出生前のお子さまの保育所等利用申請のご案内



4月一次申請に限り、出生前のお子さまの利用申請を受け付けています。4月1日に生後57日(8週間)に達しているお子さま(令和8年2月3日(火)までに出産しているお子さま)が対象となります。

通常の方と同様の申請方法で利用申請したうえで、お子さんがお生まれになった後、出生後14日以内に「出生後届出書」を申請した区の区役所こども家庭支援課に提出してください(郵送の場合は必着)。

令和8年2月10日(火)までに提出がなかった場合、給付認定・利用調整の対象外となるため、必ず期日までにご提出ください。期日までの提出が難しい場合、お早めに区役所こども家庭支援課にご相談ください。

【一次利用調整の対象となる場合】

令和7年11月6日(木)までに申請しており、**令和8年2月3日(火)までに生まれ、令和8年2月10日(火)までに「出生後届出書」を提出した児童**

- ※1 出生後14日以内に「出生後届出書」を提出してください。ただし、令和8年1月28日から2月3日までに出生した場合は、令和8年2月10日までに「出生後届出書」を提出してください。
- ※2 申請には、母子健康手帳のコピー(「表紙」と「分娩(出産)予定日が確認できるページ」)が必要です。

【一次利用調整の対象とならない場合】

- ① 11月6日(木)までに申請をしていない。
- ② 11月6日(木)までに申請し、2月3日までに生まれたが、「出生後届出書」を提出していない。
※ 2月10日までに「出生後届出書」を提出しなければ、利用調整の対象になりません。
- ③ 2月4日以降に生まれた。
※ 申請をしていても、一次利用調整の対象にはなりません。「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。5月以降の利用を希望する場合は、改めて申請を行ってください。

【申請をしたが、その後、利用を希望しなくなった場合】

速やかに申請をした区の区役所こども家庭支援課に連絡し、「給付認定申請取下書」および「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。

【当初の利用申請をオンラインでされた方】

以下のウェブサイト(マイナポータル)から、「出生後届出書」をオンラインで提出することも可能です。別途、「出生後届出書」を作成し、PDFファイル等にデータ化した上で、アップロードしてください。

<追加書類や申請内容変更提出用のフォーム(マイナポータル)のウェブサイト>

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?QS9vdqgEms1PPcsBE8pXS6RcdjdDJ+5hyLJDmLp40GCn0f7G+NvUAEEduMIs88yZoV/ojSXa5GqSu41t5So2UkXH6My0jw25Ea08Jt58TsawR4vEgbeiPwEe0k0EVozYEQcH20cRx0nLaHkT10mEQ==>



※利用申請した際のフォームとは異なります。また、マイナンバーカードによる電子署名が必要です。



お問合せ先：
申請をした区の区役所こども家庭支援課